

総合評価方式による競争入札について

(総合評価方式の仕組みと技術提案の留意点)

平成27年10月

山口県土木建築部技術管理課

I 総合評価方式について

より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に転換することを目指し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が平成17年4月に施行されました。

山口県では、この品確法の趣旨に基づき、平成18年度から技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、「簡易型総合評価方式」を採用した競争入札を行い、平成20年度からは、「特別簡易型総合評価方式」、「標準型総合評価方式」を追加し、原則として一般競争入札方式により発注するすべての工事に総合評価方式を適用しています。

II 総合評価方式の手続きについて

総合評価方式を適用する工事においては、入札者の当該工事の品質確保に対する技術的能力を評価するための資料（技術提案資料）を作成し、提出していただく必要があります。

平成20年度から、総合評価方式の型式を追加したため、型式ごとに技術評価に必要な資料（技術提案資料（評価項目））が異なりますので、公告等に注意してください。

1 技術提案資料の作成及び提出

総合評価方式による場合は、入札公告や指名通知の際に、その旨を明記しますので技術評価に必要な資料（技術提案資料）を作成し、

○条件付一般競争入札の場合は、入札参加資格申請書の提出時に

○指名競争入札の場合は入札書提出時に

提出をお願いします。

なお、総合評価方式にもかかわらず、技術提案資料が提出されない場合、入札は無効となります。

2 評価項目

総合評価方式の型式別の評価項目は原則として次表の項目を対象とします。一般競争入札等の参加資格要件と重複する場合（例、参加資格が県内に限られる場合や監理技術者の専任を求める場合等）についてもすべてを対象とします。

また、評価項目の中には、工事ごとに設定する項目や評価対象が変わるものがありますので注意してください。

凡例 「◎」:固定項目 「○」:選択項目

評価の視点	評価項目	評価の細目	配点	特別簡易型	簡易型	標準型	備考		
(1) 企業の技術力	① 簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定	工程管理	2	-	◎	-		
			品質管理						
			その他配慮すべき事項						
		工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	2	-	◎	-		
	② 高度な技術提案について	技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	ライフサイクルコストの低減	12	-	-	◎	
				補償費の削減					
				その他					
		工事目的物の性能・強度等	性能・機能						
			環境の維持(水質汚濁、騒音・振動)						
		社会的要請	交通の確保(現道作業等)						
			特別な安全対策(近接施工等)						
	省資源・リサイクル								
		工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	4	-	-	◎		
	③ 企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無		2	◎	◎	◎		
		過去2年間(建築関係工事※は過去4年間)の山口県発注工事における工事成績評定点の平均点。ただし前記期間に成績点がない場合は過去6年間の平均点		2又は4	◎	◎	◎	特別簡易型:2点 簡易型:4点 標準型:4点	
		過去3年間の優良工事表彰の有無		1	-	◎	◎		
		ISO9001の取得状況		1	-	◎	◎		
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況		1	-	◎	◎		
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況		1	◎	◎	◎		
作業船の保有状況		1	○	-	-				
④ 配置予定技術者の能力について	主任(監理)技術者の保有する資格		1	◎	◎	◎			
	過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無		2	◎	◎	◎			
	継続学習(CPD)の取組状況		1	◎	◎	◎			
	技能士等の活用		1	◎	◎	◎			
	配置予定技術者からのヒアリング		5	-	-	○			
(2) 企業の地域精進度・地域貢献度	① 地域精進度	地理的条件(緊急時の施工体制)	1	◎	◎	◎			
	② 地域貢献度	過去5年間の応急対策活動実績	1	○	○	○			
		過去1年の地域活動実績	1	◎	◎	◎			
		県内資材の活用	2	◎	◎	◎			
		県内企業の下請活用	2	◎	◎	◎			

※ 建築関係工事:山口県土木建築部建築指導課・住宅課の発注工事

3 評価基準

総合評価方式の評価項目ごとの評価基準は原則として次表によります。

なお、技術提案資料の記載に誤りが認められた場合、その評価項目は評価せず、加点無しとします。

また、不適切と評価し、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず、入札は無効とします。

(1) 企業の技術力

① 簡易な施工計画(簡易型に適用)

「簡易な施工計画」については、工事ごとの特徴や特性等を踏まえた具体的な記述となることが必要です。

評価の細目		評価基準	評価点	備考
発注者が求める施工上配慮すべき事項として右側から1項目を選定	工程管理	工程管理が工事の特徴を踏まえ適切であり、発注者が求める項目への対応が的確に記述されている	2	
		工程管理が工事の特徴を踏まえ適切である	1	
		工程管理が適切である	0	
		不適切である	欠格	
	品質管理	品質管理を行う上での施工方法、確認方法、管理方法等が工事の特徴を踏まえ適切であり、発注者が求める項目への対応が的確に記述されている	2	
		品質管理を行う上での施工方法、確認方法、管理方法等が工事の特徴を踏まえ適切である	1	
		品質管理を行う上での施工方法、確認方法、管理方法等が適切である	0	
		不適切である	欠格	
	その他配慮すべき事項	課題への対応が工事の特徴を踏まえ適切であり、発注者が求める項目への対応が的確に記述されている	2	
		課題への対応が工事の特徴を踏まえ適切である	1	
		課題への対応が適切である。	0	
		不適切である	欠格	
受注者が提案する施工上配慮すべき事項	配慮すべき事項への対応が工事の特徴を踏まえ適切であり、受注者が提案する項目への対応が的確に記述されている	2		
	配慮すべき事項への対応が工事の特徴を踏まえ適切である	1		
	配慮すべき事項への対応が適切である	0		
	不適切である	欠格		
評価点の最大計			4	

② 高度な技術提案(標準型に適用)

評価の細目		評価基準	評価点	備考
技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	ライフサイクルコストの低減	評価基準及び評価点は、下表の評価方法により工事ごとに判定する。 (a) 数値方式 提示された最高の性能等の数値に満点を、最低限の性能等(標準案等)の数値に0を与える。その中間の数値には、按分した点数を与える。 (b) 判定方式 優良可等2～3段階の階層を設け、入札参加者の評価項目値が該当する階層を判定し、その階層に応じた点数を与える。例えば3階層とすれば、優に2点、良に1点、可に0点を与えることなどが考えられる。 (c) 順位方式 数値化が困難な場合、入札参加者を順位付けし、順位により点数を与える。最上位者に満点、最下位者に0点を与え、その中間は均等に按分して点数を与える。	1 2
		補償費の削減		
		その他		
	工事目的物の性能・強度等 社会的要請	性能・機能		
		環境の維持(水質汚濁、騒音・振動)		
		交通の確保(現道作業等)		
		特別な安全対策(近接施工等)		
省資源・リサイクル				
工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	標準案を超える有効な提案が2提案ある	4	
		標準案を超える有効な提案が1提案ある	2	
		標準案を超える有効な提案なし	0	
		不適切である	欠格	
評価点の最大計			1 6	

③ 企業の技術的能力(特別簡易型、簡易型、標準型に適用)

評価の細目	評価基準	評価点	備考
過去8年間の同種工事の施工実績の有無	同種工事の施工実績がある	2	
	施工実績がない	0	
過去2年間(建築関係工事※は過去4年間)の山口県発注工事における工事成績評定点の平均点 ただし、前記期間に成績点がない場合は、過去6年間の平均点(注)	〇〇点以上	4 (2)	()内は特別簡易型の評価点
	△△点以上〇〇点未満	3 (1.5)	
	◇◇点以上△△点未満	2 (1)	
	65点以上◇◇点未満、又は実績なし	1 (0.5)	
	65点未満	0 (0)	
過去3年間の山口県優良建設工事表彰の有無	表彰あり	1	特別簡易型は評価対象外
	表彰なし	0	
ISO9001の取得状況	認証取得している	1	特別簡易型は評価対象外
	認証取得していない	0	
ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	ISO14001を認証取得している	1	特別簡易型は評価対象外
	エコアクション21を認証取得している	0.5	
	認証取得していない	0	
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	認証取得している	1	
	認証取得していない	0	
作業船の保有状況	主作業船のうち、いずれかを自社保有している。	1	海上工事のみに適用 簡易型、標準型は評価対象外
	主作業船のうち、いずれかを共同保有している。	0.5	
	いずれの主作業船も保有していない	0	
評価点の最大計		10 (5～6)	()内は特別簡易型の評価点

(注)前頁の表の○○、△△、◇◇の部分は、県の工事成績評定データを基に、配点を受ける企業の工事成績評定データの平均点の上位者から1/4ごとに、それぞれの境界となる点を算出し、整数単位で定める。

※ 建築関係工事とは、山口県土木建築部建築指導課及び住宅課の発注工事をいう。

④ 配置技術者の技術的能力(特別簡易型、簡易型、標準型に適用)

評価の細目	評価基準	評価点	備考
主任(監理)技術者の保有する資格	一級国家資格(例:土木施工管理技士、建設機械施工技士等)、技術士、又はこれと同等以上の資格を有する者	1	若手技術者は特別簡易型のみ適用
	また、若手技術者※にあつては、二級国家資格(例:土木施工管理技士、建設機械施工技士等)を有する者		
	その他	0	
過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無	主任(監理)技術者が同種工事の施工経験を有する	2	
	施工経験がない	0	
継続学習(CPD)の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明がある場合	1	
	取得していない	0	
技能士等の活用	指定する工種で指定する技能士等をすべて活用、又は指定する技能士等がない	1	
	その他	0	
評価点の最大計		5	

※ 若手技術者とは、入札通知又は公告日時点で満35歳未満である、工事の施工・管理に携わる技術者をいう。

(2)企業の地域精通度・地域貢献度(特別簡易型、簡易型、標準型に適用)

評価の細目	評価基準	評価点	備考
地理的条件(緊急時の施工体制)	山口県内に本店、又は工場がある	1	
	その他	0	
過去5年間の応急対策活動実績	実績がある	1	土木一式工事、ほ装工事、しゅんせつ工事に適用
	実績なし	0	
過去1年間の地域活動実績	活動実績がある	1	
	実績なし	0	
県内資材の活用	指定資材の全量を県内資材活用、又は指定資材がない	2	
	その他	0	
県内企業の下請活用	百万円以上の下請で県内企業等をすべて活用する場合若しくは元請負企業が県内に本店を有する企業で下請を活用しない	2	
	その他	0	
		0	
評価点の最大計		6~7	

4 評価の方法

技術提案資料を受領後、次の手順により評価を行います。

(1) 評価値の算定

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出します。加算点は、次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求めます。

$$\text{加算点} = \sum \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各項目ごとの換算値} \right)$$

型式別加算点の設定

総合評価の型式	加算点の満点
特別簡易型	10点
簡易型	20点
標準型	30点

(2) 型式ごとの換算値について

評価の視点	評価項目	評価の細目	評価点の換算方法 換算値の欄中、矢印の上の数字が各評価項目の配点合計 矢印の下の数字が各評価項目の換算値									
			特別簡易型			簡易型			標準型			
			対象項目	配点	換算値	対象項目	配点	換算値	対象項目	配点	換算値	
(1) 企業の技術力	① 簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定	—	—	—	◎	2	4 ↓ 10	—	—	—	
		受注者が提案する施工上配慮すべき事項	—	—	—	◎	2	—	—	—		
	② 高度な技術提案について	技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	—	—	—	—	—	—	◎	12	16 ↓ 19
			工事目的物の性能・強度等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			社会的要請	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		工事全般の施工計画	—	—	—	—	—	—	◎	4	—	
	③ 企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無	◎	2	5~6 ↓ 4	◎	2	10 ↓ 4	◎	2	10 ↓ 4	
		過去2年間(建築関係工事※は過去4年間)の山口県発注工事における工事成績評定点の平均点。ただし前記期間に成績点がない場合は過去6年間の平均点	◎	2		◎	4		◎	4		
		過去3年間の優良工事表彰の有無	—	—		◎	1		◎	1		
		ISO9001の取得状況	—	—		◎	1		◎	1		
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	—	—		◎	1		◎	1		
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況	◎	1		◎	1		◎	1		
		作業船の保有状況	○	1		—	—		—	—		
④ 配置予定技術者の能力について	主任(監理)技術者の保有する資格	◎	1	5 ↓ 4	◎	1	5 ↓ 4	◎	1	5 (10) ↓ 4		
	過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無	◎	2		◎	2		◎	2			
	継続学習(CPD)の取組状況	◎	1		◎	1		◎	1			
	技能士等の活用	◎	1		◎	1		◎	1			
	配置予定技術者からのヒアリング	—	—		—	—		○	(5)			
(2) 企業の地域精進度・地域貢献度	① 地域精進度	地理的条件(緊急時の施工体制)	◎	1	6~7 ↓ 2	◎	1	6~7 ↓ 2	◎	1	6~7 ↓ 3	
		② 地域貢献度	過去5年間の応急対策活動実績	○		1	○		1	○		1
	過去1年の地域活動実績		◎	1		◎	1		◎	1		
	県内資材の活用		◎	2		◎	2		◎	2		
	県内企業の下請活用	◎	2	◎		2	◎		2			
評価点計			10			20			30			

※ 建築関係工事:山口県土木建築部建築指導課・住宅課の発注工事

(3) 評価値の算定

前項で算出した加算点に標準点(100点)を加えた合計点(技術評価点)を求めます。
入札後、落札決定を保留し、この技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除した値(評価値)を算定します。

【各社の評価値＝技術評価点(標準点＋加算点)÷入札書記載価格】

5 落札者の決定

評価値の最も高い入札者を落札者とします。(次ページの評価調書(例)参照)

Ⅲ 技術提案資料の作成の際の留意事項等について

1 技術提案資料作成の際の留意事項

技術提案資料の作成にあたっては、次表に留意して作成してください。

(1) 企業の技術力

①簡易な施工計画

項 目		留 意 事 項	様 式
簡易な施工計画の共通事項		<p>a. 発注者が設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）で示す施工方法等（各建設作業の順序、使用材料の品質、仕上げの程度等を含む）にのっとり、当該工事の特徴を踏まえた提案（技術的所見）を記述すること。</p> <p>b. 提案については、妥当性、適切性、的確性等の観点から評価する。 なお、発注者が設計図書で示す使用材料の品質、仕上げの程度等を超える提案があっても優位な評価は行わない。</p>	—
発注者が求める事項 (注1)	工程管理	<p>a. 発注者が求める項目について、概略の工程表及び工程管理に対する技術的所見を記述すること。</p> <p>b. 工程表は「新土木工事積算体系の解説」の中項目（レベル2）全てについて記入すること。</p> <p>c. 技術的所見は、工程計画策定の際に考慮した事項を工程表の下欄に必ず記述すること。 記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。</p>	3
	品質管理	<p>a. 発注者が求める項目に関する施工方法、管理方法、確認方法等について、当該工事の特徴を踏まえた技術的所見を具体的に記述すること。 記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。</p> <p>b. 必要な場合は説明図面を添付すること。資料は図面を含めA4版用紙2枚以内で作成すること。</p>	4-2
	その他配慮すべき事項	<p>c. 「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。</p>	
受注者が提案する事項		<p>a. 受注者が、当該工事の特徴を踏まえ施工上配慮すべき事項を抽出し、抽出理由や技術的所見を記述すること。ただし、提案する事項は「発注者が求める事項」として、提出を求められている項目を除く。</p> <p>b. 技術的所見は、安全対策、環境対策等について具体的に記述すること。 記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。</p> <p>c. 提案は最大2提案とする。なお、2提案を超えた提案がある場合は、記載順に2提案までを評価対象とし、以降の提案は評価対象としない。</p> <p>d. A4版用紙1枚で作成すること。</p> <p>e. 「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。</p>	5

②高度な技術提案

項 目		留 意 事 項	様 式	
高度な技術提案の共通事項		<p>a. 技術提案は、標準案に対し一部又は全てが異なる提案とする。 なお、標準案とは設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）で示す施工方法等（各建設作業の順序、使用材料の品質、仕上げの程度等を含む）をいう。</p> <p>b. 技術提案の記述にあたっては、標準案を記載したうえで、技術提案が標準案と異なる点、技術提案が標準案に比べ優れている点やその効果を明確に示すこと。なお、技術提案が優れている点やその効果の記述にあたっては、定性的な記述のほか、その効果がわかるよう極力定量的に示すこと。</p> <p>c. 提案については、実現性、有効性等の観点から評価する。</p>	—	
技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	<p>a. 発注者が設定する技術提案を求める項目に関する「(ア) 技術提案」及び「(イ) 技術提案に基づく具体的な施工計画」について、当該工事の特徴を踏まえ記述すること。</p>	4-3	
	工事目的物の性能・強度等			
	社会的要請			環境の維持 (水質汚濁、騒音・振動)
				交通の確保 (現道作業等)
特別な安全対策 (近接施工等)				
省資源・リサイクル				
工事全般の施工計画		<p>a. 受注者が、当該工事の特徴を踏まえ2項目を抽出し、抽出理由や技術的所見を記述すること。ただし、提案する事項は「技術提案と技術提案に基づく施工計画」として、提出を求められている項目を除く。また、2項目の提案であっても、それぞれの提案内容が類似している場合は1項目と判断する可能性がある。</p> <p>b. 提案は、品質管理、安全対策、環境対策等について具体的に記述すること。</p> <p>c. 記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。</p> <p>d. 1項目を1提案とし、2提案を超えた提案がある場合は、記載順に2提案までを評価対象とし、以降の提案は評価対象としない。</p> <p>e. 1提案につきA4版用紙1枚以内とし、2枚以内で作成すること。</p>	5	

③企業の技術的能力

項 目	留 意 事 項	様 式
過去8年間の同種工事の施工実績の有無	<p>a. 評価対象を、「平成19年4月1日から入札通知又は公告日までに完成し、引き渡し完了した工事の実績」としているため、定められた同種工事の実績（規模が定められている場合は規模を含む）について記載すること。</p> <p>b. 同種工事に係る建設工事施工証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「コリンズ」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書及び工事カルテの写し若しくは竣工登録の登録内容確認書の写しを添付することで替えることができる。</p> <p>c. 共同企業体により施工した工事については出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるので協定書の写しを添付すること。ただし、「コリンズ」に登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、コリンズの写しを添付することで替えることができる。</p> <p>d. 共同企業体の場合は全体の請負額を記載すること。</p> <p>e. 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。</p> <p>f. 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。</p> <p>g. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	6
過去2年間（建築関係工事は過去4年間）の山口県発注工事における工事成績評定点の平均点 ただし、前記期間に成績点がない場合は、過去6年間の平均点 ※建築関係工事は、山口県土木建築部建築指導課・住宅課の発注工事をいい、土木関係工事は、建築関係工事以外の工事をいう	<p>a. 各企業の平成25年度、26年度の過去2年間（建築関係工事は平成23年度から26年度の過去4年間）に竣工し検査を受けた山口県発注工事の工事成績評定点の平均点により評価する。ただし、前記期間に工事成績評定点を有しない企業については、平成21年度から平成24年度の間（建築関係工事は平成21年度、22年度の間）に竣工し検査を受けた山口県発注工事の工事成績評定点の平均点により評価する。</p> <p>b. 土木関係工事については、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局が発注した工事を対象とするが、建築関係工事、維持管理業務として発注したもの及び5百万円未満の工事は除く。また、災害応急（一部応急、仮応急）工事として発注したものと及び維持管理工事等のうち出来形、品質又は出来ばえを評価できないものは、原則として対象としない。なお、対象とする平均点は、業種全体で算定する。</p> <p>c. 建築関係工事については、山口県土木建築部建築指導課及び住宅課が発注した工事を対象とする。なお、対象とする平均点は、業種ごとに算定する。</p> <p>d. 平均点は県の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価するので、資料提出の必要はない。</p> <p>e. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体における代表者を持って評価する。</p> <p>f. 対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、工事成績評定点の平均点を6.5点として取り扱う。</p>	提出不要
過去3年間の山口県優良建設工事表彰の有無	<p>a. 平成24、25、26年度の3年度に山口県優良建設工事表彰制度により表彰された者を対象に評価する。なお、共同企業体として表彰された者は、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれも対象に評価する。</p> <p>b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	—
ISO9001の取得状況	<p>a. 建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。</p> <p>b. 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所（以下「本店」という。）を県外に有する場合は、県と契約を締結する営業所等（以下「契約営業所」という。）又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	—
ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証状況	<p>a. 建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。</p> <p>b. 本店を県外に有する場合は、契約営業所又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	—
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	<p>a. 労働安全衛生マネジメント（OHSAS18001、JISHA方式適格OSHMS）または建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。</p> <p>b. 本店を県外に有する場合は、契約営業所又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	—

作業船の保有状況	<p>a. 主作業船を使用する海上工事において、下表に掲げる通常の海上工事に使用される主作業船（15種）のうち、いずれかを自社保有又は共同保有している場合に評価する。</p> <table border="1" data-bbox="470 145 1284 324"> <tr> <td>ポンプ浚渫船</td> <td>空気圧送船</td> <td>コンクリートミキサー船</td> </tr> <tr> <td>グラブ浚渫船</td> <td>旋回起重機船</td> <td>ケーソン製作用台船</td> </tr> <tr> <td>バックホウ浚渫船</td> <td>固定起重機船</td> <td>深層混合処理船</td> </tr> <tr> <td>リクレーマ船</td> <td>クレーン付台船</td> <td>サンドドレーン船</td> </tr> <tr> <td>バージアンローダ船</td> <td>杭打船</td> <td>サンドコンパクション船</td> </tr> </table> <p>b. 保有が確認できる資料として、登記簿謄本、船舶検査調書、海上保険証券又はその他所有権を証する契約書等のうちいずれかの写し及び作業船の全形写真を添付すること。</p> <p>c. 保有の主作業船が設計標準歩掛表（港湾編）に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることが分かる資料（任意様式）を提出すること。</p> <p>d. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	ポンプ浚渫船	空気圧送船	コンクリートミキサー船	グラブ浚渫船	旋回起重機船	ケーソン製作用台船	バックホウ浚渫船	固定起重機船	深層混合処理船	リクレーマ船	クレーン付台船	サンドドレーン船	バージアンローダ船	杭打船	サンドコンパクション船	7
ポンプ浚渫船	空気圧送船	コンクリートミキサー船															
グラブ浚渫船	旋回起重機船	ケーソン製作用台船															
バックホウ浚渫船	固定起重機船	深層混合処理船															
リクレーマ船	クレーン付台船	サンドドレーン船															
バージアンローダ船	杭打船	サンドコンパクション船															

④配置技術者の技術的能力について

項目	留意事項	様式
主任（監理）技術者の保有する資格	<p>a. 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。</p> <p>b. 配置技術者の保有資格について、一級国家資格（例：土木施工管理技士、建設機械施工技士等）並びに本工事の入札参加資格で定めた建設業の許可業種において監理技術者となりうる「技術士」及び「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者」の場合に評価する。</p> <p>また、特別簡易型において、若手技術者^{※1}を専任で配置する場合は、二級国家資格（例：土木施工管理技士、建設機械施工技士等）の保有により前記と同等に評価する。</p> <p>評価対象の資格を有する場合は、保有する資格を記入し、当該資格証明書等（若手技術者にあつては年齢が確認できるものであること）の写しを添付すること。</p> <p>c. 監理技術者資格者証による場合は、監理技術者資格者証（裏面を含む）の写しを添付すること。</p> <p>d. 監理技術者資格者証によらない場合は、国家資格等を有することが確認できる書類の写し及び雇用関係が確認できる書類の写しを添付すること。</p> <p>e. 配置技術者を特定できない場合で、複数の候補者（3人を限度とする。ただし、工場製作を含む工事であつて工場から現地へ現場が移行する時点で技術者を途中交代する場合は、工場製作時の技術者3名以内、現地での技術者3名以内とする。）とする場合は、すべての候補者について記載するとともに資料を添付すること。なお、記載した候補者の最も資格の低い者をもって評価する。</p> <p>f. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。</p>	8
過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無	<p>a. 評価対象を、「平成19年4月1日から入札通知日又は公告日までに完成し、引き渡しが完了した同種工事の経験の有無」としているのので、該当する工事について記載すること。</p> <p>b. 配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料（若手担当技術者^{※2}としての経験にあつては、あわせて生年月日が確認できる資料）を添付すること。添付の方法については「過去8年間の同種工事の施工実績」によること。また、同種工事の経験として記載した工事の工期と従事期間が一致しない（従事期間が短い）場合は、同種工事の経験を有していることが確認できる資料（従事期間を示す資料及び最終工程表等）を添付すること。</p> <p>なお、特段の指示がない場合は、添付された資料により、施工経験として記載した工事における同種工事の期間（同種工事で規模を定めている場合は、施工経験として記載した工事での同種工事の全数量を行うための期間）の半分を超える期間従事した経験を有していると確認できる場合に評価する。</p> <p>c. 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とするので、施工経験がわかる資料に加え、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる資料を添付すること。添付の方法については「過去8年間の同種工事の施工実績」によること。</p> <p>d. 配置技術者の候補者を複数名とした場合は、すべての候補者について記載するとともに資料を添付すること。すべての候補者が同種工事の施工経験を有する場合に評価する。なお、候補者の上限人数は、「主任（監理）技術者の保有する資格」によること。</p> <p>e. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。</p>	9
継続学習（CPD）の取組状況	<p>a. 平成27年4月1日から入札通知又は公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における、配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体推奨単位以上とする。例、全国土木施工管理技士連合会の場合1年間に20ユニット、2年間に40ユニット、3年間に60ユニット、4年間に80ユニット、5年間に100ユニットのいずれでも可）を評価するので、各認証団体の証明書の写しを添付すること。なお、各認証団体の証明書により各認証団体の推奨単位以上の取組が確認できる場合に評価する。</p> <p>b. 配置技術者の候補者を複数名とした場合は、すべての候補者について記載するとともに資料を添付すること。すべての候補者が取得している場合に評価する。なお、候補者の上限人数は、「主任（監理）技術者の保有する資格」によること。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。</p>	9
技能士等の活用	<p>a. 指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用する場合に評価する。なお、指定した技能士等が、技能士の場合は下請け等の職員でも良いが、技能士以外の資格の場合は下請け等の職員は認めない。</p> <p>b. 実際の施工時に変更することは認めるが、技術提案時と同等以上の資格取得者とする。</p> <p>c. 従事する技能士等の資格取得を証明するものの写しを添付すること。</p>	10

※1 「若手技術者」とは、入札通知日又は公告日時点で満35歳未満である、工事の施工・管理に携わる技術者をいう。

※2 「若手担当技術者」とは、同種工事に配置時点で満35歳未満の担当技術者として、同種工事の施工・管理に携わった技術者をいう。なお、この場合の同種工事は、平成26年5月1日以降に、完成・引渡しが完了した工事に限る。

(2) 企業の地域貢献度・地域精通度

項 目		留 意 事 項	様 式	
①	地域精通度 地理的条件 (緊急時の施工体制)	a. 山口県内に本店等を有している場合に評価する。なお、ここで言う本店等とは、本店又は工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）とする。山口県内に工場がある場合は、その所在地を証明する資料及び共同企業体として工場を保有している場合は出資比率を証明する資料を提出すること。 b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	—	
②	過去5年間の 地域 貢献 実績	一般工事 (海上工事以外)	a. 平成22年4月1日から入札通知又は公告日の間における「大規模災害における応急対策業務に関する協定書」に基づく活動実績並びに山口県、国土交通省又は市町が所管する山口県内の公共施設での各施設管理者（指定管理者を除く。）からの要請に基づき行った、災害応急対策工事、冬季除雪業務又は異常天然現象に伴う公共施設の点検・作業（施工中の工事現場に係るものは除く。）のいずれかの活動実績について評価する。 b. 上記活動実績に関する必要事項を記載するとともに、記載した活動実績が確認できる資料として、契約書の写し及び実績のわかる書類又は実績証明書等を添付すること。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	1 1
	海上工事	a. 平成22年4月1日から入札通知又は公告日の間における山口県地先海域での国、県、市町又は漁業協同組合からの要請に基づき行った船舶を利用した災害応急対策・海難救助・油濁防止対策等の活動又は山口県内の公共施設での各施設管理者（指定管理者を除く。）からの要請に基づき行った異常天然現象に伴う船舶を利用した公共施設の点検・作業（施工中の工事現場に係るものは除く。）のいずれかの活動実績について評価する。 b. 上記活動実績に関する必要事項を記載するとともに、記載した活動実績が確認できる資料として、要請文書又は契約書の写し及び実績のわかる書類又は実績証明書等を添付すること。なお、漁業協同組合からの要請による場合は、活動にあたって施設管理者又は海上保安署に提出した「許可申請書」等の写しをあわせて添付すること。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	1 1	
	過去1年間の地域 活動実績	a. 平成26年4月1日から入札通知又は公告日の間における「やまぐち道路愛護ボランティア」、「水を守る森林づくり推進事業」又は「有害鳥獣捕獲支援ボランティア」に基づく企業としてのボランティア活動並びに清掃、植栽等山口県内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかの活動について評価する。なお、個人としての活動は評価しない。 b. 上記活動実績に関する必要事項を記載するとともに、記載した活動内容が確認できる資料として、公的機関、ボランティア活動の主催者又は地元自治会等からの感謝状や活動を証明する書類等、第三者が当該地域活動（内容、実施日、対象施設）を証明する資料を添付すること。ただし、「やまぐち道路愛護ボランティア」、「水を守る森林づくり推進事業」の場合には、提出様式の「地域活動の種類」の欄に活動名称を記載することにより、実績のわかる書類等の添付は省略できるものとする。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	1 2	
	県内資材の活用	a. 指定した資材（下請が購入する資材も含む）において県内資材を全量活用する場合に評価する。なお、ここで言う県内資材とは、工事現場に最終製品として搬入する資材を対象とし、県内工場等で製造した資材又は県内の代理店等から購入する資材とする。 b. 変更設計で新たに追加した資材の種類（規格）は対象としないが、変更設計で増加した資材数量は対象とする。 c. 実際の施工時における購入先等の変更は、技術提案時と同等の評価を受ける事ができるものへの変更のみ認める。	1 3	
	県内企業の下請活用	a. 二次下請以降を含む百万円以上のすべての下請を対象とし、その下請負者の全てが県内企業等の場合に評価する。なお、ここで言う県内企業等とは、山口県内に本社、本店又は工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有する企業とする。 b. 百万円以上の下請がない場合には、元請企業が山口県内に本店を有している場合又は共同企業体で全ての構成員が山口県内に本店を有している場合に評価する。 c. 変更で新たに追加した工種は対象としない。 d. 実際の施工時における下請の変更は、技術提案時と同等の評価を受ける事ができるものへの変更のみ認める。	1 4	

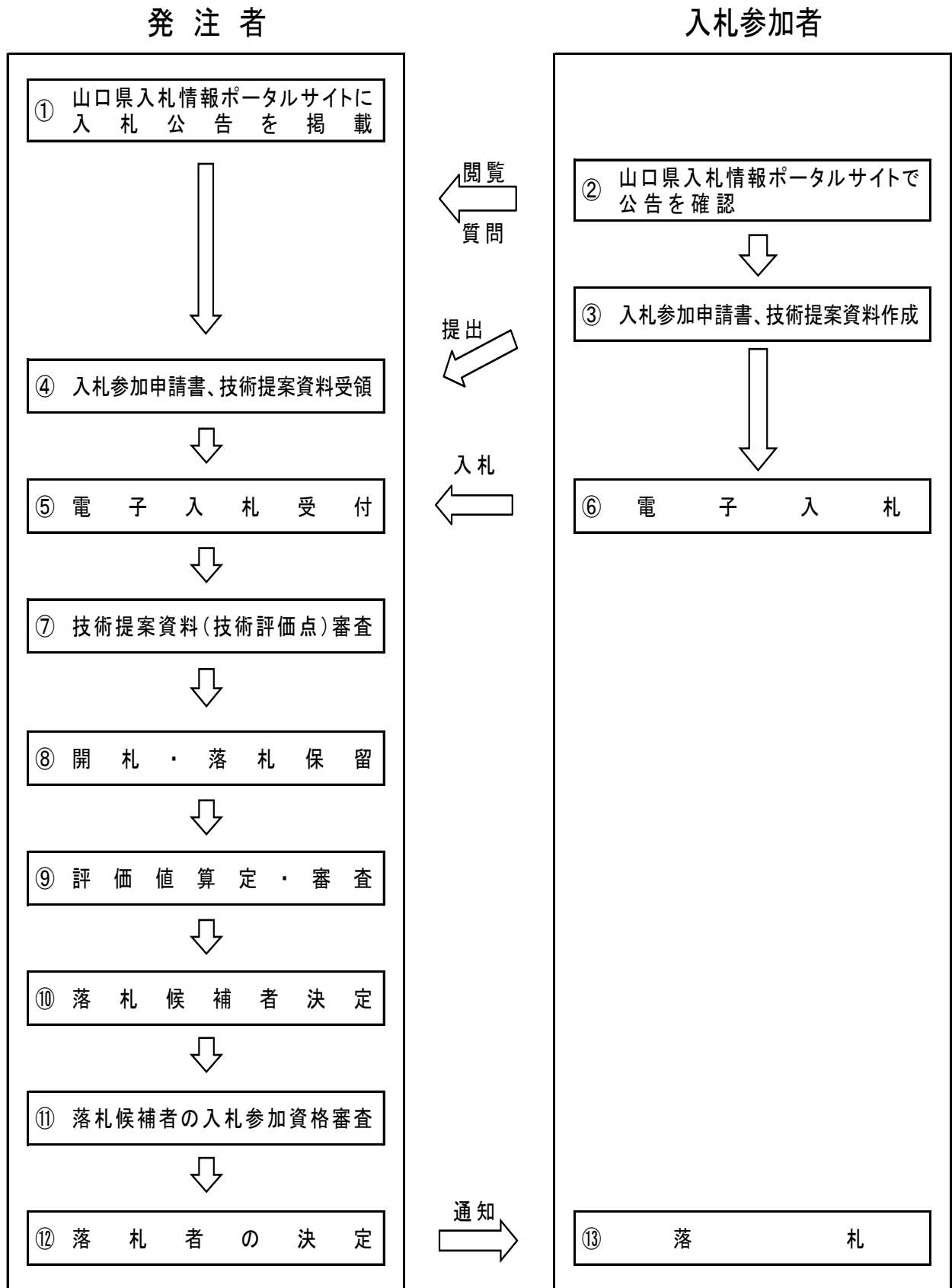
2 技術提案資料の提出方法について

提出表紙（押印したもの）、技術提案資料提出一覧表及び技術提案資料として提出を求められているものとあわせて1部提出してください。なお、電子入札システムにより提出する場合、提出表紙への押印は不要です。

また、提出にあたっては、提出表紙を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付してください。

（例 1/〇〇 ～ 〇〇/〇〇 等）

総合評価方式(事後審査)の入札公告から落札者決定までのながれ



【参考】

総合評価競争入札に係る提出様式等一覧

評価項目			特別簡易型	簡易型	標準型	備考	
技術提案資料の提出について			第1号	第1号	第1号		
技術提案資料提出一覧表			第2-1号	第2-2号	第2-3号		
(1) 企業の技術力	① 簡易な施工計画	発注者が求める事項	工程計画	—	第3号	—	
			品質管理	—	第4-2号	—	
			その他、配慮すべき事項	—	第4-2号	—	
		受注者が提案する施工上配慮すべき事項		—	第5号	—	
	② 高度な技術提案	技術提案と技術提案に基づく施工計画		—	—	第4-3号	
		工事全般の施工計画		—	—	第5号	
	③企業の技術的能力	過去8年間の同種工事の施工実績の有無		第6号	第6号	第6号	様式以外に添付資料必要 (他の様式に資料を添付した場合は省略可)
		山口県発注工事における工事成績評定点の平均点		提出不要	提出不要	提出不要	
		過去3年間の優良工事表彰の有無		—	提出不要	提出不要	
		ISO9001の取得状況		—	関係資料	関係資料	
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況		—	関係資料	関係資料	
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況		関係資料	関係資料	関係資料	
		作業船の保有状況		第7号	—	—	様式以外に添付資料が必要
	④配置技術者の技術的能力	主任(監理)技術者の保有する資格		第8号	第8号	第8号	様式以外に添付資料必要 (他の様式に資料を添付した場合は省略可)
		過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無					
		継続学習(CPD)の取組状況		第9号	第9号	第9号	様式以外に添付資料が必要
技能士等の活用		第10号	第10号	第10号	様式以外に添付資料が必要		
(2) 企業の地域精 通度・地域貢 献度	①地域精通度		地理的条件(本店等の所在地)	工場に関する資料	工場に関する資料	工場に関する資料	
	②地域貢献度	過去5年間の応急対策活動実績		第11号	第11号	第11号	様式以外に添付資料が必要
		過去1年の地域活動実績		第12号	第12号	第12号	様式以外に添付資料が必要
		県内資材の活用		第13号	第13号	第13号	
		県内企業の下請活用		第14号	第14号	第14号	

第1号様式（提出表紙）

平成 年 月 日

発注者

様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

技術提案資料の提出について

平成 年 月 日付けで公告のありました下記工事の総合評価に係る技術提案資料について、書類を添えて提出いたします。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 工事場所

【連絡先】担当者

所 属

氏 名

電話番号

F A X

技術提案資料提出一覧表（特別簡易型用）

工事名： _____

商号又は名称： _____

評価項目		区分			提出書類	提出枚数		
(1) 企業の 技術力	①企業の技術的能力	同種工事の施工実績	実績有り		実績無し		(第6号様式) 実績が無い場合は添付不要	枚
		工事成績評定点	過去2年(4年)成績有り	過去6年成績有り	成績無し		注3 注4	-
		労働安全衛生マネジメント等の取得	取得有り		取得無し		注5	枚
		作業船の保有状況	自社保有	共同保有		保有無し	(第7号様式) 海上工事のみ適用	枚
	②配置技術者	主任(監理)技術者の保有する資格	資格有り	若手技術者で資格有り		資格無し	(第8号様式) 注6、注7	枚
		配置技術者の施工経験	経験有り		経験無し			
		継続学習(CPD)制度の取組状況	取組有り		取組無し		(第9号様式) 注7	枚
		技能士等の活用	活用有り		活用無し		(第10号様式) 注8	枚
(2)企業の地域精進度・ 地域貢献度	地域精進度(本店等の有無)	本店等有り		本店等無し		注9	枚	
	地域貢献度(応急対策活動実績)	実績有り		実績無し		(第11号様式) 活動実績を証明するもの	枚	
	地域貢献度(地域活動実績)	実績有り		実績無し		(第12号様式) 活動実績を証明するもの	枚	
	地域貢献度(県内資材の活用)	全量活用		左記以外		(第13号様式) 注8	枚	
	地域貢献度(県内企業の下請活用)	全て活用		左記以外		(第14号様式) 注10	枚	

- 注1) 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、該当するものを○で囲むこと。なお、共同企業体として提出する場合は、商号又は名称の欄に共同企業体名称を記入すること。(3号以降の様式も同様とすること。)
- 注2) 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消し(取消線)により抹消すること。
- 注3) 過去2年間(建築関係工事お過去4年間)に工事成績評定点を有する場合は「過去2年(4年)成績有り」を○で囲み、過去2年間に工事成績評定点を有していないが過去6年間に工事成績評定点を有する場合は「過去6年成績有り」を○で囲み、過去6年間に工事成績評定点を有していない場合は「成績無し」を○で囲むこと。なお、工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。(山口県において工事成績評定点の平均を算定し評価する。)
- 注4) 「過去2年間に成績有り」の場合は過去2年間に、「過去6年間に成績有り」の場合は過去6年間に、合併・社名変更等を行った場合は、その年月日及び旧会社名と新会社名を工事成績評定点の提出書類の欄に記入すること。
- 注5) 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。なお、添付する資料は、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。
- 注6) 若手技術者として2級国家資格による場合は「若手技術者で資格有り」を○で囲むこと。
- 注7) 複数の候補者で提案する場合は該当する区分すべてを○で囲むこと。
- 注8) 指定したすべての工種(種別)において指定したすべての技能士等を活用する場合に「活用有り」、また指定した資材において県内資材を全量活用する場合に「全量活用」を○で囲むこと。なお、発注者が技能士等及び資材を指定しない場合は記入の必要ない。
- 注9) 本店等の定義については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」による。また、県内に工場を有する場合の添付資料は、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。
- 注10) 百万円以上の下請けの全てで県内企業等を活用する場合、又は、県内に本店を有する企業(共同企業体の構成員すべてが県内に本店を有する企業の場合も含む)が百万円以上の下請けを活用しない場合は、「全て活用」を○で囲むこと。なお、県内企業等の定義については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。
- 注11) 本様式での記載内容と、3号以降の様式での記載に齟齬があった場合は、低い評価となるものを採用する。

技術提案資料提出一覧表 (簡易型)

工事名: _____

商号又は名称: _____

評価項目			区分			提出書類	提出枚数			
(1) 企業の 技術力	①簡易な 施工計画	発注者が求 める事項	工程計画			(第3号様式)	枚			
			品質管理			(第4-2号様式)	枚			
			その他、配慮すべき事項			(第4-2号様式)	枚			
	受注者が提案する事項					(第5号様式)	枚			
	②企業の技術的能力		同種工事の施工実績		実績有り	実績無し	(第6号様式) 実績が無い場合は添付不要	枚		
			工事成績評定点		過去2年(4年)成績有り	過去6年成績有り	成績無し	注3 注4	—	
			山口県優良建設工事表彰		表彰有り		表彰無し		注5	—
			ISO9001の取得状況		取得有り		取得無し		注6	枚
			ISO14001又はエコアクション21の取得状況		ISO14001取得有り	エコアクション21取得有り	取得無し		注6	枚
	③配置技術者		労働安全衛生マネジメント等の取得		取得有り		取得無し		注6	枚
主任(監理)技術者の保有する資格			資格有り		資格無し		(第8号様式) 注7	枚		
配置技術者の施工経験			経験有り		経験無し					
継続学習(CPD)制度の取組状況			取組有り		取組無し		(第9号様式) 注7	枚		
(2)企業の地域精進度・ 地域貢献度		技能士等の活用		活用有り		活用無し		(第10号様式) 注8	枚	
		地域精進度(本店等の有無)		本店等有り		本店等無し		注9	枚	
		地域貢献度(応急対策活動実績)		実績有り		実績無し		(第11号様式) 活動実績を証明するもの	枚	
		地域貢献度(地域活動実績)		実績有り		実績無し		(第12号様式) 活動実績を証明するもの	枚	
		地域貢献度(県内資材の活用)		全量活用		左記以外		(第13号様式) 注8	枚	
		地域貢献度(県内企業の下請活用)		全て活用		左記以外		(第14号様式) 注10	枚	

- 注1) 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、該当するものを○で囲むこと。なお、共同企業体として提出する場合は、商号又は名称の欄に共同企業体名称を記入すること。(3号以降の様式も同様とすること。)
- 注2) 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消し(取消線)により抹消すること。
- 注3) 過去2年間(建築関係工事)および過去4年間に工事成績評定点を有する場合は「過去2年(4年)成績有り」を○で囲み、過去2年間(建築関係工事)および過去4年間に工事成績評定点を有していないが過去6年間に工事成績評定点を有する場合は「過去6年成績有り」を○で囲み、過去6年間に工事成績評定点を有していない場合は、「成績無し」を○で囲むこと。なお、工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。(山口県において工事成績評定点の平均を算定し評価する。)
- 注4) 「過去2年(4年)成績有り」の場合は過去2年(4年)間に、「過去6年間に成績有り」の場合は過去6年間に、合併・社名変更等を行った場合は、その年月日及び旧会社名と新会社名を工事成績評定点の提出書類の欄に記入すること。
- 注5) 山口県優良建設工事表彰の有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 注6) 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。なお、添付する資料は、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。
- 注7) 複数の候補者で提案する場合は該当する区分すべてを○で囲むこと。
- 注8) 指定したすべての工種(種別)において指定したすべての技能士等を活用する場合に「活用有り」、また指定した資材において県内資材を全量活用する場合に「全量活用」を○で囲むこと。なお、発注者が技能士等及び資材を指定しない場合、記入の必要はない。
- 注9) 本店等の定義については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」による。また、県内に工場を有する場合の添付資料は、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。
- 注10) 百万円以上の下請けの全てで県内企業等を活用する場合、又は、県内に本店を有する企業(共同企業体の構成員すべてが県内に本店を有する企業の場合も含む)が百万円以上の下請けを活用しない場合は、「全て活用」を○で囲むこと。なお、県内企業等の定義については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。
- 注11) 本様式での記載内容と、3号以降の様式での記載に齟齬があった場合は、低い評価となるものを採用する。

技術提案資料提出一覧表 (標準型)

工事名： _____

商号又は名称： _____

評価項目		区分			提出書類	提出枚数			
(1) 企業の 技術 力	①高度な 技術提案	技術提案と技術提案に基づく施工計画				(第4-3号様式)	枚		
		工事全般の施工計画				(第5号様式)	枚		
	②企業の技術的能力	同種工事の施工実績		実績有り	実績無し		(第6号様式) 実績が無い場合は添付不要	枚	
		工事成績評定点		過去2年(4年)成績有り	過去6年成績有り	成績無し	注3 注4	—	
		山口県優良建設工事表彰		表彰有り		表彰無し		注5	—
		ISO9001の取得状況		取得有り		取得無し		注6	枚
		ISO14001 又はエコアクション21の取得状況		ISO14001 取得有り	エコアクション21 取得有り	取得無し		注6	枚
		労働安全衛生マネジメント等の取得		取得有り		取得無し		注6	枚
	③配置技術者	主任(監理)技術者の保有する資格		資格有り		資格無し		(第8号様式) 注7	枚
		配置技術者の施工経験		経験有り		経験無し			
		継続学習(CPD)制度の取組状況		取組有り		取組無し		(第9号様式) 注7	枚
		技能士等の活用		活用有り		活用無し		(第10号様式) 注8	枚
	(2)企業の地域精進度・ 地域貢献度	地域精進度(本店等の有無)		本店等有り		本店等無し		注9	枚
		地域貢献度(応急対策活動実績)		実績有り		実績無し		(第11号様式) 活動実績を証明するもの	枚
地域貢献度(地域活動実績)		実績有り		実績無し		(第12号様式) 活動実績を証明するもの	枚		
地域貢献度(県内資材の活用)		全量活用		左記以外		(第13号様式) 注8	枚		
地域貢献度(県内企業の下請活用)		全て活用		左記以外		(第14号様式) 注10	枚		

- 注1) 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、該当するものを○で囲むこと。なお、共同企業体として提出する場合は、商号又は名称の欄に共同企業体名称を記入すること。(3号以降の様式も同様とすること。)
- 注2) 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消し(取消線)により抹消すること。
- 注3) 過去2年間(建築関係工事)および過去4年間に工事成績評定点を有する場合は「過去2年(4年)成績有り」を○で囲み、過去2年間(建築関係工事)および過去4年間に工事成績評定点を有していないが過去6年間に工事成績評定点を有する場合は「過去6年成績有り」を○で囲み、過去6年間に工事成績評定点を有していない場合は、「成績無し」を○で囲むこと。なお、工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。(山口県において工事成績評定点の平均を算定し評価する。)
- 注4) 「過去2年(4年)成績有り」の場合は過去2年(4年)間に、「過去6年成績有り」の場合は過去6年間に、合併・社名変更等を行った場合は、その年月日及び旧会社名と新会社名を工事成績評定点の提出書類の欄に記入すること。
- 注5) 山口県優良建設工事表彰の有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 注6) 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。なお、添付する資料は、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。
- 注7) 複数の候補者で提案する場合は該当する区分すべてを○で囲むこと。
- 注8) 指定したすべての工種(種別)において指定したすべての技能士等を活用する場合に「活用有り」、また指定した資材において県内資材を全量活用する場合に「全量活用」を○で囲むこと。なお、発注者が技能士等及び資材を指定しない場合は記入の必要はない。
- 注9) 本店等の定義については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」による。また、県内に工場を有する場合の添付資料は、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。
- 注10) 百万円以上の下請けの全てで県内企業等を活用する場合、又は、県内に本店を有する企業(共同企業体の構成員すべてが県内に本店を有する企業の場合も含む)が百万円以上の下請けを活用しない場合は、「全て活用」を○で囲むこと。なお、県内企業等の定義については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。
- 注11) 本様式での記載内容と、3号以降の様式での記載に齟齬があった場合は、低い評価となるものを採用する。

第3号様式

工 程 表

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

項 目	単 位	数 量	月		月		月		月		月		月		月		備 考
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	

○工程管理に対する技術的所見

注) 記述にあたっては、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。

発注者が求める事項

[簡易な施工計画]

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

対 象	
具体的な技術的所見	

注1) 記述にあたっては、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」(以下「別表2」という。)における当該評価項目の留意事項によること。

注2) 「対象」の欄には、「別表2」の「発注者が求める事項」に示された項目を記載すること。

発注者が求める事項

[工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案]

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

技術提案事項	
具体的な技術的提案	

注1) 記述にあたっては、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」(以下「別表2」という。)における当該評価項目の留意事項によること。

注2) 「技術提案事項」の欄には、「別表2」の「技術提案と技術提案に基づく施工計画」で発注者が求めた事項を記載すること。

工事全般の施工計画

(受注者が提案する施工上配慮すべき事項)

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

施 工 上 配 慮 す べ き 事 項	
当 該 事 項 を 抽 出 し た 理 由	
当 該 事 項 に 対 す る 技 術 的 所 見	

注) 記述にあたっては、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。

同 種 工 事 の 施 工 実 績

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

同種工事の条件	同種工事：	
工 事 概 要 書 等	工事名	(コリンズ登録番号)
	発注者名	
	施工場所	(具体的に)
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	契約金額	円
	受注形態	単 体 ・ 共 同 企 業 体 (出資比率 %)
	工事概要 工種・数量 規模・寸法 構造形式等	
添付資料の添付箇所	本様式	入札参加申請書 第2号様式
		入札参加申請書 第3号様式

注1) 記載及び資料添付については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」(以下「別表2」という。)における当該評価項目の留意事項によること。

注2) 「同種工事の条件」の欄には、「別表2」の「同種工事の施工実績」で発注者が求めたものを記載すること。

注3) 「工事概要」の欄には、施工実績を有する工事の「同種工事の条件」に係る工種、数量が確認できるように記載すること。

注4) 当該評価項目について実績を有しない場合は、本紙の提出を要しない。

注5) 入札参加申請書の第2号様式又は第3号様式のいずれかの添付資料で、当該企業の施工実績が確認できる場合は、企業の実績を確認できる添付資料を二重に添付する必要はない。なお、「添付資料の添付箇所」の欄については該当するものを○で囲むこと。

作業船保有状況

工事名： _____

商号又は名称： _____

保有の形態	自社保有 ・ 共同保有
船種・規格	
船名	
船舶所有者	

注1) 記載及び資料添付については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。

注2) 「保有の形態」の欄については、いずれかを○で囲むこと。

注3) 「船舶所有者」の欄については、共同保有の場合、すべての所有者を併記すること。

注4) 保有の主作業船が設計標準歩掛表（港湾編）に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることが分かる資料（任意様式）を提出すること。

注5) 主作業船を保有していない場合は、本紙の提出を要しない。

継続学習(CPD)制度の取組状況

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

配置技術者名				
継続学習 取組状況	期間			
	取得 単位			
認証団体名				

注1) 配置技術者を複数提出する場合はすべての技術者について記載すること。

注2) 記載及び資料添付については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。

注3) 当該評価項目について、認証団体の推奨単位以上を取得していない場合は、本紙の提出を要しない。

技能士等の活用

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

工 種 名	従事技能士等の氏名	所属会社名	職種名	従事する業務の内容及び期間

注1) 記載及び資料添付については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」(以下「別表2」という。)における当該評価項目の留意事項によること。

注2) 指定した工種(種別)に従事する技能士等について内容を記述すること。
 「工種名」の欄には、「別表2」の注書きに記載された「〇〇工」(擁壁工など)を記載すること。
 「職種名」の欄には、「別表2」の注書きに記載された「とび」「型枠施工」など技能士等の職種を記載すること。
 「従事する業務の内容及び期間」の欄には、技能士等が従事する期間及び従事する工事内容(指定した工種の中で技能士等が従事する工事が一部となる場合はその内容)を記載すること。

注3) 当該評価項目について、「発注者が技能士等を指定しない場合」及び「発注者が技能士等を指定しているが、受注者がその指定したすべての工種(種別)において指定したすべての技能士等を活用しない場合」は、本紙の提出を要しない。

応 急 対 策 活 動 実 績

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

施設の名称・場所 又は協定名称	
要請機関 (発注機関)	
原因となった 異常天然現象 及び発生年月日	
活動年月日	平成 年 月 日
活動実績の内容等	

注 1) 記載及び資料添付については、「入札公告 別表 2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。

注 2) 「施設名称・場所又は協定名称」の欄については、協定に基づく活動の場合はその協定名称を、その他の活動の場合は活動を行った施設名称及びその場所を記載すること。

注 3) 「原因となった異常天然現象及び発生年月日」の欄については、「大規模災害における応急対策業務に関する協定書」に基づく活動、災害応急対策工事及び異常気象に伴う公共施設の点検・作業の場合に記載すること。

注 4) 当該評価項目について実績を有しない場合は、本紙の提出を要しない。

地域活動実績

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

地域活動の種類	
活 動 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
活 動 の 場 所	
活 動 の 内 容 (具体的に記述すること)	

注1) 記載及び資料添付については、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。

注2) 当該評価項目について実績を有しない場合は、本紙の提出を要しない。

県内資材活用計画

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

指定資材の活用	県内資材を全量活用 ・ 左記以外
---------	------------------

資 材 名	規 格	県内産

- 注1) 記載にあたっては、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」における当該評価項目の留意事項によること。
- 注2) 「指定資材の活用」の欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 注3) 「資材名」、「規格」の欄には、発注者が指定した資材すべての資材について、資材ごと（規格を指定した場合には規格ごと）に、それぞれ資材名称及び規格を記入すること。
- 注4) 「県内産」の欄には、県内工場等で生産されたもの場合は◎を記入し、県外工場で生産されたものを県内の代理店等から購入する場合は○を記入すること。なお、県内代理店等から購入しない場合、県内に本社がある会社の製品であっても県内工場等で生産されないものは県内資材とはならない。
- 注5) 当該評価項目について、発注者が資材を指定しない場合は、本紙の提出を要しない。

県内企業の下請活用計画

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

入札参加者の 本店所在地	住 所	
	県 内 県 外 の 別	県内 ・ 県外
下請予定の有無 (100万円以上の下請)		有 ・ 無
下請予定者の所在地 (100万円以上の下請)		すべて県内 ・ その他

予定下請工事内容	下請業者の所在地の県内・県外の別
	県内 ・ 県外
	県内 ・ 県外
	県内 ・ 県外
	県内 ・ 県外
	県内 ・ 県外
	県内 ・ 県外
	県内 ・ 県外
	県内 ・ 県外

- 注1) 記載にあたっては、「入札公告 別表2 総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項」(以下「別表2」という。)における当該評価項目の留意事項によること。
- 注2) 本店とは、建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所をいう。
- 注3) 100万円以上の下請(二次下請以降を含む。)全てを対象とする。ただし、「別表2」において評価対象外とした工種については記入の必要はない。
- 注4) 入札参加者の本店の住所を記入するとともに、「県内県外の別」の欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 注5) 共同企業体を対象として発注する場合は、構成員全ての本店の所在地を記入すること。また、「県内県外の別」の欄については、全ての構成員が山口県内に本店を有している場合には「県内」を○で囲み、その他の場合には「県外」を○で囲むこと。
- 注6) 「下請予定の有無」の欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 注7) 「下請予定者の所在地」の欄については、該当するものを○で囲むこと。なお、「すべて県内企業」を○で囲む場合は、100万円以上の下請(二次下請以降を含む。)で県内企業等をすべて活用する場合であり、県内企業等の定義については、「別表2」による。
- 注8) 「予定下請工事内容」、「下請業者所在地の県内・県外の別」の欄には、予定する下請負額が100万円以上の全ての下請について記入すること。なお、「予定下請工事内容」の欄の記入にあたっては、第14号様式の別紙か

ら選んで記入し、「下請者所在地の県内・県外の別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。(技術提案資料の提出にあたっては、第14号様式別紙の提出は不要)

第14号様式別紙

予定下請工事の内容	予定下請工事の内容
大工工事	電気工事
型枠工事	冷暖房（空調）設備工事
左官工事	給排水・給湯設備工事
仮設工事	ダクト工事
解体工事	タイル工事
杭工事	鋼構造物工事
土工事	鉄筋工事
コンクリート工事	舗装工事
地盤改良工事	しゅんせつ工事
地すべり防止工事	板金工事
外構工事	ガラス工事
道路付属物設置工事	塗装工事
はつり工事	防水工事
石工事	内装工事
屋根工事	建具工事
熱絶縁工事	電気通信工事
造園工事	ボーリング工事
機械器具設備工事	ボーリンググラウト工事
消防設備工事	その他工事（○○○工）
法面工事	

注9) 上表に該当する工事がない場合、その他工事（○○○工）とし、○○○には具体的な工事内容を記入すること。